

豊中市生活保護受給者介護扶助適正化事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、日常生活において介護扶助等が必要な生活保護受給者に対し、生活状況を把握し、介護相談等を行い、介護扶助等の適正化を進め、もって生活保護受給者が地域において自立した生活を営めるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象は、本市の生活保護の介護扶助を受給する者（以下「受給者」という。）とする。

(介護支援相談員)

第3条 介護支援相談員（以下「相談員」という。）は、地区担当員（以下「担当員」という。）及び介護事務担当職員と連携し、受給者に対し、生活状況の把握、介護相談等を行う。

2 相談員は、豊中市生活保護受給者等介護支援相談員設置要綱（平成26年（2014年）1月1日施行）に定める介護支援相談員とする。

(業務)

第4条 本事業は、次の各号に掲げる業務を内容とする。

- (1) 介護保険適用時における介護扶助等の適正性に係る専門的助言
- (2) 援助困難ケースに係る介護支援的見地からの同行訪問
- (3) 障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等他法他施策の活用にかかる専門的助言
- (4) 介護の必要性があるものの支援を希望しない者へのサービス（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する福祉サービス等をいう。）の利用勧奨
- (5) 担当員等への専門的助言及び介護知識の啓発
- (6) 受給者のうち40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者ではない被保護者（以下「みなし2号対象者」という。）における自立支援給付該当可能性確認台帳の管理
- (7) その他本事業に付随する業務

(実施方法)

第5条 本事業の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 担当員は、介護扶助の決定に際し、受給者に本事業による支援（以下「支援」という。）を行う旨及び支援方針について説明する。なお、当該説明

に際し、相談員の同席は必要に応じて行うものとする。

- (2) 相談員は、みなし2号対象者に対する支援については支援対象者状況確認票【様式第1号】を作成し、同様式に基づいて行う。
- (3) 相談員は、本事業による支援の状況について介護扶助適正化対象者名簿【様式第2号】に記載する。
- (4) 相談員は、支援内容について必要に応じてケース記録に記載する。
- (5) 担当員は、相談員が同席したケース診断会議を必要に応じて開催し、支援内容及び支援継続について検討を行うものとする。

(報告)

第6条 相談員は、支援状況を集計し、月単位で介護扶助適正化対象者名簿【様式第2号】及び介護扶助適正化事業報告書【様式第3号】により福祉事務所長へ報告する。

(関係機関との連携)

第7条 相談員は、本事業の効果的な推進を図るため、他の行政機関、介護機関、医療機関等の関係機関との連携に努めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項（第5条及び第6条に掲げる様式を含む。）は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年（2011年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年（2012年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）5月20日から施行し、同年4月1日から実施する。